

第57号

2014・8・7

平成26年

長松自治会

広報・広聴委員会

責任者：桑原武夫

自治会加入数 860世帯

ひたちなか市

長松

自治会だより

地域の人々のより良い生活環境を整えるため、近所付き合いを良くする事を始めとし、会員相互の親睦を図ると共に、安全で住みやすい、美しい街、明るい地域造りに努める。 <長松自治会の基本方針>

本紙の裏面にてお知らせの集会所の懸案事項
は、1月12日開催の「自治会第四回連絡会」において
執行部原案通りの上記のよつてに決定致しました。

第四回連絡会で集会所関連 決定

詳細は本紙裏面参照

当自治会の今年度の重点項目の一つに掲げる、「公園も道路も美しく」に叶つております。これを継続するには普段から皆さんで、気が付いたら水かけゴミ除去をするなど沢山の方のご協力が必要です。
なお、栄光幼稚園、長堀小学校も入賞しております。この地域の環境への関心が高いことを表しています。

○中根第四公園のフェンス更新完了
大切に綺麗に使いましょう。フェンスの上に物を載せるなど美観を損ねないようご注意ください。
○市に継続事業とし国庫補助で中丸川流域の親水性公園化が一層進みます。市の国庫補助は見込めず、歩道付きの道路とはならないようです。

- 集会所（仮称）を改め、長松自治会俱楽部を正式名として、この看板を入口に掲げる（通称は俱楽部とする）
- 俱楽部の使い方は、今年度十月より暫定版の規約で運営開始し、実績を基に検討・見直しして来年度から正式の規約で運用する
- 暫定版の詳細は本紙の裏面（2、3頁）に示します

祝 花壇コンクールで 当自治会の

二つのグループが揃って入賞

七月十七・十八日の両日行われました市の花壇コンクール審査で、公園花壇を担当した公園美化グループおよび道路の樹木橋花壇を担当した道路美化グループが揃って優良賞を受賞しました。



道路樹木橋の芙蓉（松戸南班 8月3日撮影）

お知らせと課題（執行部）

引き続き、次のことに重点を置き進めますので皆様のご協力お願い申し上げます。

- 敬老祝賀会を大勢で祝う
九月十五日
- 運動会を替て奉祝
九月十二日
- 花壇コンクールで優良賞を受賞しました
七月十七・十八日
- 俱楽部使用団体登録受付開始
十月二十六日
- 俱楽部内設備充実の為の基金開始
十月二十六日

俱楽部の建設状況の一報告（執行部）

建築開始から約一か月半経過の時点で、が竣工九月三十日に向け順調にすすんでいるものと判断しています。出来上がってから不便さに気が付くことの無い様定期的にチェックし、請け元の日立ライフと打合せし対策して貰っています。当然値増しもありますが、付帯設備購入予算の削減などで調整しています。



外側はほぼ完成した建築中の俱楽部（8月4日撮影）

俳句

梅原栄一（松戸中班）

- ・涅槃西風迷ふまも時流れかり
- ・校正を終えて一息夏の月
- ・余り单身赴任で生活した時のことを思い出す。大阪・京都の夏の暑さは半端ではない。暑さが地面から湧き上がってくる程の酷暑。その暑さが、夕涼みしながら鴨川に桟敷を設け、料理を楽しむ「川床」という文化を生んだのだろう。一方、その尋常では

- 事務室の天井裏に照明付きの倉庫を設け、ハッチ付属の梯子で出入り可能とした（天井裏のスペースを倉庫）
- 事務室の床面に一畳分のハッチと床下に照明を設けた（床下のスペースを倉庫）として有効利用のため）
- 事務室の壁に腰板を張る（作業室としても使用するので壁の保護板を設けた）
- 談話室の床の間が座布団置き場仕様になっていたので、正式の床の間仕様に変更した（伝統文化を守る）
- 老人・子供室の南側の畳一・五畳をフローリングに変更した（畳の日焼け防止のため）
- 玄関にインターホーン設置した（管理者が常駐しないため）

夏に思うこと

小林朋文（副会長

松戸北班）

連日三十度を超す日が続いて、いやー暑いですね、というのが挨拶代わりの今日この頃、ふと、十数年ほど前に大阪に三年

余り单身赴任で生活した時のことを思い出す。大阪・京都の夏の暑さは半端ではない。暑さが地面から湧き上がり夜も眼れないし

かかった。クーラーなしでは夜も眠れないし、梅雨から一気に盛夏となりました。沢山の方のご協力で花壇コンクールに入賞し街中が綺麗になつていま

す。要は花が綺麗に加え雑草ゴミのないことが肝心であつてわが街はこれに叶つていると思いました。

編集後記

中村眼科

8月27日～29日

セントラル歯科

8月27日～28日

ながほりの薬局

長堀三丁目

8月3541～348

おざわ歯科

中央町七丁目

8月3541～348

三代内科クリニック
8月3541～348
長堀三丁目
8月27日～28日

セントラル歯科

長堀三丁目

8月3541～348

① 倶楽部使用の原則

- 自治会員の親睦 集会の場
- 俱楽部の管理責任者は自治会執行部
- 俱楽部に管理者は常駐しない(不定期に出入り)
- 使用責任者の自己責任で運営する
- 自治会、各組(常会)および関係団体の使用は無料
(自治会のためになる外部団体の使用は有料で許可)
- 自己管理できぬ場合は使用責任者の交代または取り消す
- 地域の芸能・文化活動の発信基地を目指す
- 当自治会は子供が多いので子供達の為に有効に利用して貰う
使い方は相談に応じます

② 倂楽部の使用条件

- 使用団体登録制(登録の申請用紙は別途開示)
- 登録されていない団体は使用時までに登録申請してもらい執行部で審査して決める
- 俱楽部内での節度ある飲酒は可能
(飲酒運転絶対禁止 自己責任が原則)
- 俱楽部内は禁煙(建屋外にバケツ置く)
- 使用後退出時に自己責任で戸締り・火の始末・ゴミ吸い殻の始末(持ち帰り)・利用場所の整理整頓・清掃後の確認処理を行い使用日誌に記入し退出

③ 使用団体の登録認可基準

- 自治会または関係団体か
- 自治会の基本方針に合致した趣味・親睦または保健活動の団体か
- 子供の健全育成活動の団体か
- 高齢者の福祉および啓蒙活動の団体か
- 市または公共機関から依頼された団体か
- 自治会内の芸能・芸術・文化に寄与する団体か
- 自治会内の保健・運動・体育に寄与する団体か
- 営利目的ない団体か(講師の授業料は問題外)
- 特定の宗教団体に属していないか
(自己研さん目的の修養団は良とする)



④ 倂楽部の部屋借用の予約方法

- 自治会および関係団体の年間予約を年度初めに受付て執行部で調整後に年間スケジュール表に記入(自治会行事優先)
- 次にこの年間スケジュール表を玄関前または公園掲示板に公開し一般の団体の使用予約申請(使用日誌と兼用)を受け付け調整する
- 当日など緊急時の申請は直接執行部に連絡して了解を得て使用

ホクラニ
フラスタジオ
新設!
・ウイークエンドフラ
・初心者コース

隔週土曜日 午前
お問い合わせ先
080-3000-3238(横須賀)

ライブラリーカフェ
然々

☎354-5354

太平
クリーニング



☎二七二一〇九五九

パン工房
ハーリツチ

☎354-4321

未就園のお子様のための
様々な活動を行っています!
夏休み後に再開します
★親子で遊ぶ日(園庭開放、無料)
実施日は携帯サイトでご覧ください
★親子教室(カンガルー教室、有料)
事前お申込みが必要です
栄光幼稚園
☎272-2098

地元のお店を利用しましよう

イタリアンレストラン
ジエノバ

☎270-1117

セブンイレブン
ひたちなか長堀店

総合建材・販売・施工
オセヤ

☎273-3337

お菓子の
きくち
長堀店
☎二七四一七一五

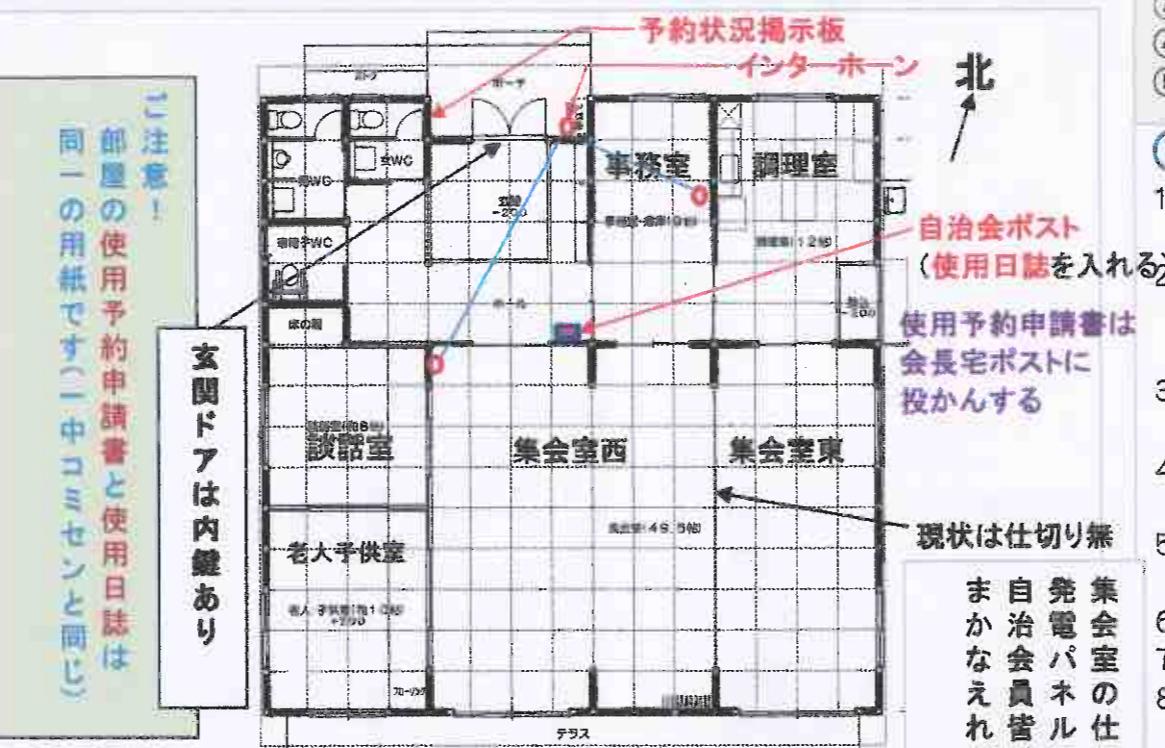


お盆提灯
美光

☎272-1972

小田切石油
メル会員大募集
入会特典あり
☎二七二一三四八二

自治会俱楽部の使い方(暫定版)



⑤ 鍵の管理と借用方法

- 通常の俱楽部の出入りのための鍵は玄関1か所
- 鍵の保管管理者
 - ①自治会会長……………玄関の鍵2個(内1個は貸し出し専用)
 - ②同副会長……………玄関の鍵各1個
 - ③友の会会长……………玄関の鍵1個(使用頻度多いので管理委託)
 - ④自主パトロール隊長……………勝手口の鍵1個(地域防犯のための屯所)
 - ⑤公園美化グループ代表……………勝手口の鍵1個(地域環境保全のための休憩所)
- 通常の鍵の貸し出し
自治会長宅の玄関前に設置の専用ボックス内の鍵を使用(貸借ノートに記入)
- 鍵の返却
使用後は専用ボックスに戻す(貸借ノートに記入)

⑥ 倂楽部への入室方法

- 借用予約に基づき 鍵を借用して入室する
- 予約無し出入り可能者(責任者は自治会の腕章着用)
 - ①自治会執行部員(管理者)…事務室使用
 - ②自主防犯パトロール隊員……………老人・子供室使用
 - ③公園美化グループ員……………人数に応じ空いている部屋使用



⑦ 倂楽部の部屋の貸し出し単位

- 集会室東(9.0坪、床フローリング)] 当面仕切り無
- 集会室西(15.8坪、床フローリング)
- 談話室(4.0坪、畳、一部床フローリング)
- 老人・子供室(5.0坪、畠、一部床フローリング)
- 調理室(6.0坪、床フローリング)

⑧ 倂楽部の使用例(これが全てではない)

- 自治会及関係団体の本部として利用
 - ・小規模事務設備
 - ・用具保管
 - ・表彰状カップ陳列保管
- 災害発生時の自主防災会の拠点として利用
 - ・緊急時に必要な器具など維持管理の場所
 - ・防災倉庫付設(新規)
 - ・備蓄倉庫付設(床下倉庫利用)
- 自治会および関係団体の活動の場として利用
 - ・会議
 - ・懇親会(敬老祝賀会は分散しない限り不可)
- 各組(常会)の親睦の場として利用
 - ・年度末の寄合
 - ・花見など親睦会
- 自治会のボランティア団体の活動拠点として利用
 - ・自主防犯パトロール隊の屯所
 - ・公園美化グループの休憩所
- 自治会員のための芸能文化の練習場として利用
- 自治会員のための健康保全の場として利用
- 各組(常会)からの申し入れによる利用(組長が窓口)
 - ・自治会員の家の小規模会合
 - ・自治会員親族の短期宿泊
- 自治会員が有力メンバーとして入っている趣味の団体でこの団体の活動が自治会の発展のためになると執行部が判断した場合の場所の提供(使用料割安で)
- 子供会夏季宿題消化合宿 またはスポーツ強化合宿の場所の提供など子供のための利用(公園の中なのでキャンプも可)
- 以下の方々の利用は 俱楽部に管理者が常駐していないので許可できないが 管理が出来ると申請があれば審査します
 - ・散歩する老人の休憩場所
 - ・お母さん方の社交(お喋り)の場
 - ・放課後の子供達の休息の場 など
- 団碁・将棋などの同好会結成による団体利用

⑨ 倂楽部の運用と維持管理(衛生管理)

- 利用時間帯と借用単位(特例として宿泊あり)
 - ①午前(9~12時)
 - ②午後(13~17時)
 - ③夜(18時~21時)
- 休館日は今年度未定(大規模清掃日 管理者不在時は休館)
- 週1回の清掃(トイレ清掃含む)は外部委託を考える(検討中)
- 月1回の全館の清掃(日曜の午前 その団体が全館借り切り)
 - ①各班単位および使用団体が持ち回りで行う
 - ②各班の場合は組長ミーティングのための食糧費を補助
- 執行部員(管理者)による不定期点検